

## 議案第59号

### 新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新座市個人番号の利用に関する条例（平成27年新座市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

## 別表第2（第4条関係）

## (1) 法別表に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者社に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
[略]		
	(4) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、 <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）</u> 又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、 <u>森林環境税</u> 若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、 <u>森林環境税</u> 若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
	(10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による <u>相談、支援</u> 、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付	[略]

## 別表第2（第4条関係）

## (1) 法別表に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者社に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
[略]		
	(4) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
[略]		
	(10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養	[略]

	若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
[略]		
	(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（次表市長の項第4号及び第5号において「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障がい者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
[略]		
(2)	[略]	

	<p>育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
[略]		
	<p>(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（次表市長の項第4号及び第5号において「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障がい者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
[略]		
(2)	[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。